

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

8月2日発行  
Vol.606

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

## 浪江町HP 「まちの話題」から

# かくかく 標葉郷騎馬隊、赫々たる武勲。 浪江町を凱旋

7月29日(土)・30日(日)、浪江町において標葉郷野馬追祭が開催され、50騎の騎馬武者たちが南相馬市の雲雀ヶ原本陣を目指し出陣しました。

雲雀ヶ原本陣において甲冑競馬、神旗争奪戦では標葉郷騎馬隊が見事な武勲を成し遂げ、騎馬武者たちの戦いぶりはまさに赫々たるものであり、多くの拍手と歓声の音が湧き上がりました。



**13ページをご覧ください。**

### 目次

#### ●「みなみそうまトピックス」から

- ・ペンダルトン市訪問団の市長表敬訪問 ----- 2

#### ●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 14

#### ●三条市News

- ・郡山市議会議員一般選挙不在者投票をする方へ ----- 18

7/20 木

# ペンドルトン市訪問団の市長表敬訪問

姉妹都市であるアメリカ合衆国オレゴン州ペンドルトン市から訪問団が4年ぶりに来日し、7月20日に市長表敬訪問が行われました。

当日は高校生4人と引率者2人が来庁し、門馬市長と記念品を交換しました。

姉妹都市相互派遣交流事業は、平成18年7月に締結した「南相馬市・ペンドルトン市教育相互派遣交流に関する議定書」に基づいて行われています。

ホームステイや異文化体験、市民との交流などを通じて相互理解と友好を深め、恒久的な友好・親善・交流の一層の進展を図るものです。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



## 今週の番組

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 南相馬市第三次総合計画 CONCEPTMOVIE
  - 03分～ 生涯学習チャンネル おうちヨガ～腰痛予防編～
  - 32分～ フレスコ株式会社からの遊具寄附 感謝状贈呈式
  - 36分～ 上真野小学校かみまの保育園 田植え体験学習
  - 50分～ 鹿島中学校 看護師の仕事を知る学習会
  - 58分～ シェリー&ネイトのEnglish Corner Lesson7  
和製英語～全く通じない和製英語 編～
  - 63分～ 月刊 図書館通信 8月号
  - 68分～ 第36回野馬追の里 健康マラソン大会・第18回ウォーキング大会  
ー参加者募集のお知らせー
  - 72分～ ココロ踊る 熱いビーチ! SUMMER FESTA 2023 in 北泉
  - 77分～ 南相馬市いきいき80体操 筋力トレーニング STEP1編
  - 84分～ 南相馬市民の歌
  - 89分～ リクエストアワーのお知らせ

## 番組内容 [7/28～8/4]





## 南相馬市からのお知らせ

### 【更新】高齢者補聴器購入費助成事業

7月20日HP更新

高齢者の難聴による認知症予防を目的として、65歳以上の方を対象に補聴器購入費を助成します。

#### 対象者

以下のすべての要件を備えている方が対象となります。

- ① 南相馬市内に住所がある65歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
- ③ 耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要であることの証明を受けている方

**注意** 前回の助成交付を受けてから5年を経過するまで、再度の申請ができません。

#### 助成額

世帯区分	助成額	上限額
市民税課税世帯	購入費の1/2	75,000円
市民税非課税世帯 生活保護世帯	購入費の2/3	100,000円

**注意** ・助成額は、補聴器本体1台当たりの額となります。  
・補聴器の修理費や付属品単体の購入費は、助成の対象外となります。

#### 購入までの流れ

- ① **必ず事前に長寿福祉課までご相談ください。**  
支給対象となる方に「申請書」「医師の証明書」の様式をお渡しします。
- ② **受け取った書類を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。**  
医師から「証明書」「オーディオグラム(純音聴力検査表)」を作成してもらいます。  
**注意** 受診費用や証明書の作成は自己負担となります。
- ③ **耳鼻咽喉科医師から作成いただいた「証明書」を持参のうえ、補聴器販売店で見積りを作成いただきます。**

次ページへ続きます 

- ④ 「申請書」「証明書」「オーディオグラム(純音聴力検査表)」「見積書」をご用意の上、申請窓口へおいでください。
- ⑤ 「助成決定通知書」「助成券」が届いたら、見積もりを作成した補聴器販売店に届いた書類を持参し、補聴器を購入してください。書類に記載のある、自己負担額を購入時にお支払いいただきます。
- ⑥ 補聴器販売店が市へ助成額を申請し、市から補聴器販売店へ助成額を支払います。

## 申請窓口

- ・ 長寿福祉課(市役所東庁舎1階)
- ・ 各区市民総合サービス課

### ▶ 高齢者補聴器購入費助成事業チラシ [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/17/koureisyahochouki.pdf>



**注意** ダウンロードする場合は、事前に長寿福祉課までご相談ください。

### ▶ 申請書 [Excel]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/17/hochoukisinnseisyo.xlsx>



### ▶ 証明書 [Excel]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/17/050526ishishomei2gou.xlsx>



### ▶ 委任状 [Word] ※本人が申請できない場合、ご使用ください。

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/17/ininnjou.docx>



問い合わせ

健康福祉部 長寿福祉課 長寿福祉係

TEL 0244-24-5239





## 浪江町からのお知らせ

## 令和5年度の介護保険料をお知らせします

7月21日HP更新

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであり、原則としてすべての65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳から64歳までの医療保険に加入している方(第2号被保険者)の保険料で負担します。

介護保険料のうち65歳以上の第1号被保険者の方が支払う保険料は、各市区町村が3年ごとに決めています。低所得者対策として公費により、第1～3段階の負担割合を軽減しています。

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

令和5年度の保険料は全額減免となります。(ただし、以下の方を除きます。)

- 被災証明書を持たない新規転入の方
- 被災された方のうち、帰還困難区域以外の上位所得者層の方(上位所得者層とは被保険者個人の令和4年中における合計所得金額が633万円以上の方)
- 住民税未申告の方
- 平成26年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域等に平成23年3月11日時点で住民登録があった方、かつ上位所得者層に該当しない方(2分の1減免となります。)

上記以外の方は、令和5年度の介護保険料は、「東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例」により全額免除または2分の1免除となります。

なお、7月中旬から介護保険料に関する減免通知書を送付します。

## 【令和5年度の所得段階・負担割合および介護保険料 基準額(月額):7,200円】

65歳以上の方の保険料は、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険サービス費用がまかなえるように算出された基準額をもとに決まります。

被保険者本人が住民税非課税の方		判定所得金額	段階	基準額 に対する 割合	年額の保 険料(円)	月額の保 険料(円)
本人	世帯					
-----	-----	生活保護受給者	第1段階	x0.30	25,920	2,160
非課税	世帯全員 が住民税 非課税	老齢福祉 年金受給 者				

次ページへ続きます

被保険者本人が住民税非課税の方				段階	基準額 に対する 割合	年額の保 険料(円)	月額を保 険料(円)
住民税		判定所得金額					
本人	世帯						
非課税	世帯全員 が住民税 非課税	被保険者 本人の 課税年金 収入額 (前年)	80万円以下	第1段階	x0.30	25,920	2,160
			80万円超 120万円以下	第2段階	x0.50	43,200	3,600
			120万円超	第3段階	x0.70	60,480	5,040
	世帯員に 住民税課 税の方が いる	+ 合計所得 金額 (前年)	80万円以下	第4段階	x0.90	77,760	6,480
			80万円超	第5段階	x1.00	86,400 (基準額)	7,200

被保険者本人が住民税課税の方				段階	基準額 に対する 割合	年額の保 険料(円)	月額を保 険料(円)
住民税		判定所得金額					
本人	世帯						
課税	---	被保険者 本人の合 計所得金 額(前年)	120万円未満	第6段階	X1.20	103,680	8,640
			120万円以上 210万円未満	第7段階	X1.30	112,320	9,360
			210万円以上 320万円未満	第8段階	X1.50	129,600	10,800
			320万円以上	第9段階	x1.70	146,880	12,240

## 納め方

受給している年金の額によって特別徴収と普通徴収に分かれます。(納め方を自分で選択することはできません。)

※ 受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。

## ■特別徴収

年金から天引き

- 年金が年額18万円以上の方は、年金から差し引かれます。
- 保険料の年額が、年金の支払月に年6回に分けて差し引かれます。
- 4月、6月、8月の年金から差し引かれる額は、原則として前年度2月に差し引かれた額と同額になります。(「仮徴収」といいます。)
- 10月、12月、2月は、町民税確定後に決定した年間保険料から仮徴収分を除いた額が3回に分けて差し引かれます。(「本徴収」といいます。)

次ページへ続きます 

## ■普通徴収

納付書にて納付、または口座振替

- 年金が年額18万円未満の方は、納付書または口座振替により納めます。
- 保険料の年額を年8回(7月から翌年2月)に分けて納めます。
- 本来、「特別徴収」の方でも、次の場合等は一時的に納付書により納めることとなります。
  - ア 年度の途中で65歳になった
  - イ 年度の途中で他町村から転入した
  - ウ 年度の途中で保険料額(所得段階)が変更になった
  - エ 年金が一時的に差し止めとなった などの場合

## 40歳から64歳の方(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や所得などによって決まります。(所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。)	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険の算定方法に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。(40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。)

## 保険料を滞納していると

保険料を滞納していると、サービス利用時にいったん全額自己負担になったり、給付の一部または全部が差し止めになるなど、未納の期間に応じて段階的に措置がとられます。ご注意ください。

## 困ったときは、早めに相談を

災害などにより保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。早めにご相談ください。

問い合わせ 介護福祉課 介護係

TEL 0240-34-0226

## 令和5年度第3回浪江町営住宅入居者募集

8月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

## ▶ 8月募集のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18897.pdf>

## 募集期間

8月14日(月)～8月25日(金) ※期間内必着

## 募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	3
			2LDK	一般住宅	-
	請戸住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	1
福島再生賃貸 住宅	幾世橋集合 住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	-
			1LDK	優先住宅 <b>注意</b>	-
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	4
2LDK			一般住宅	-	
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	1

**注意** 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

## 申し込み資格

住宅の種別により申込資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

次ページへ続きます



**【共通要件】**

次のすべての要件を満たす方

- ・現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- ・市町村の税の滞納がないこと
- ・過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

**【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)**

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- ・町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- ・帰還困難区域にお住まいだった方

**【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)**

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- ・浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・浪江町に移住する方

**【町営住宅】(御殿南住宅)**

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- ・平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- ・世帯の年間所得の月額**158,000円** **注意** を超えない方

**注意** 裁量世帯(高齢者(60歳以上)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

**募集要項****【災害公営住宅】**

- ▶ 幾世橋住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18899.pdf>



- ▶ 請戸住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18900.pdf>

**【福島再生賃貸住宅】**

- ▶ 幾世橋集合住宅募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18901.pdf>



次ページへ続きます 

## ▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18902.pdf>**【町営住宅】**

## ▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18903.pdf>**申し込み方法**

申込書に必要書類を添付して提出してください。

※すべての方

## ▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18149.pdf>

※解体状況がわからない方

## ▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>

※前年1月以降に就職・転職した方

## ▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>

※前年1月以降に退職し、現在も無職の方

## ▶ 退職証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>

※諸事情により申し込み後に辞退される方

## ▶ 町営住宅入居辞退届 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>**申込先**

【窓口・郵送】 住宅水道課住宅係 ※期間内必着

〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 津島支所、各出張所(福島・二本松・いわき)

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

## 介護サービス利用者負担の減免期間を引き続き延長します

【令和6年2月29日まで】

7月27日HP更新

介護サービスの利用者負担の減免措置が、引き続き延長されます。

延長期間：8月1日から令和6年2月29日まで

新たな「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」は、対象となる人に7月下旬に郵送しています。手元に届かない場合は、お手数ですが介護係までお問い合わせください。

なお、以下に該当する場合は対象外となります。

- 帰還困難区域以外の上位所得層の人  
（上位所得層とは被保険者個人の令和4年中における合計所得金額が633万円以上の人）
- 住民税未申告の人
- 被災証明書の交付を受けていない新規転入者

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0240-34-0226

## 浪江町HP 令和5年7月「まちの話題」から

## 1年ぶりの鮎釣りで至福のひととき

夏の陽射しが肌を心地よく焼き、川のせせらぎが涼やかな音を奏でる中、請戸川・高瀬川では鮎釣りを楽しむ風景が広がります。釣り師たちは釣り竿を手に、熟練の技で鮎を狙います。

川の流れに身を預け、夏ならではの釣りの楽しみを味わいながら、自然との共存を感じる穏やかな時間を過ごしていました。

※7月8日(土)午前7時から開始された鮎特別採捕モニタリングは、町民や釣り愛好家等の地域の関係者も参加することで、地域との連携を図りながら鮎漁の再開を目的とした放射線モニタリング調査です。





## 浪江町HP 令和5年7月「まちの話題」から

## ゴジてれChu!キャラバン in 浪江町

7月17日(月)、ゴジてれChu!キャラバンが浪江町にやってきました。

地域の歴史、伝統や元気な子供たち、地元の特産品やグルメも紹介されました。また、被災後の復興の軌跡や地域の活力ある取り組みにもスポットが当てられ、浪江町ならではの魅力が放送されました。

【ゴジてれChu!キャラバン in 浪江町】の様子は中テレのYouTube公式チャンネルにおいて公開中です。

▶ ももクロ佐々木彩夏が浪江町の魅力を深掘り！

【ゴジてれChu!キャラバン in 浪江町】第1部

<https://youtu.be/mYT94PIRGtE>



▶ 浪江町の魅力を徹底取材！

【ゴジてれChu!キャラバン in 浪江町】第2部

<https://youtu.be/pqPtxKg6zpl>



## 牛渡樋渡例大祭を開催

7月22日(土)、八坂神社において地域の伝統と文化が息づく神事として牛渡樋渡例大祭が開催されました。祭りでは、伝統的な田植踊舞踊が披露され、地域の皆さんが盆踊りで賑わい、活気が満ち溢れました。





# 浪江町HP 令和5年7月「まちの話題」から

## かくかく 標葉郷騎馬隊、赫々たる武勲。浪江町を凱旋

7月29日(土)・30日(日)、浪江町において標葉郷野馬追祭が開催され、50騎の騎馬武者たちが南相馬市の雲雀ヶ原本陣を目指し出陣しました。

雲雀ヶ原本陣において甲冑競馬、神旗争奪戦では標葉郷騎馬隊が見事な武勲を成し遂げ、騎馬武者たちの戦いぶりはまさに赫々たるものであり、多くの拍手と歓声の聲が湧き上がりました。

赫々たる武勲を果たした標葉郷騎馬隊が浪江町を凱旋し、中央公園において神旗争奪戦が行われました。

空高く打ち上げられた神旗を取り合う騎馬武者たちの勇士は、地域の結束と誇りを一層深め、未来への希望と活力となりました。







## 双葉町からのお知らせ

### 町民の皆さまへ(町長メッセージ)

8月1日HP更新

気温の高い日が続いていますが、町民の皆さまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。年々夏の気温が高くなり、暑さが厳しくなっていると実感しています。

双葉の夏と言えば、双葉海水浴場や相馬野馬追祭、盆踊りなどが夏のイベントとして思い出される場所ですが、7月15日に若い

有志の皆さんが立ち上げた「未来双葉会」のご尽力により、JR双葉駅前で盆踊りが開催されました。盆踊りは先祖の供養として行われる行事ですが、町内で13年振りに盆踊りが再開し、懐かしい笛や太鼓の音色、盆唄にご先祖様も喜ばれたことと思います。帰還した町民の方や新たに町民になられた方、そして避難先から町民の方々が一堂に会し、双葉町でみんなが輪になって双葉町伝統の「相馬盆唄」に合わせて盆踊りが再開できたことは、感無量の思いであります。



さて、今月30日で特定復興再生拠点区域の避難指示が解除になり住民の帰還が始まってから1年が経とうとしています。この1年を振り返ると町が大きく動き出した1年でした。昨年、8月27日に役場新庁舎の開庁式が行われ、9月5日から行政機能が町内に戻り業務を再開しました。しっかりと双葉町の地に足をつけ、町内の現状を確認しながら、着実に復興の歩みを進めております。駅西側に整備をしている駅西住宅への入居が10月1日から始まり、入居者の皆さんと町内に居住している方で自治会に準じる組織となる「双葉町結ぶ会」の立ち上げも行われました。住民相互の親睦と防災などに努めるとのことで、心強く感じております。

今年2月1日には双葉町診療所が開所して、新型コロナワクチン接種にも対応できるようになりました。

6月12日には、ホテルARM双葉の西側に温浴施設と居酒屋、宿泊施設を備えた「さくらの里双葉」がオープンしました。町民の皆さんが一時帰宅した際や行政区の総会などにも利用できる施設となっております。

次ページへ続きます 

中野地区復興産業拠点には20件、24社との企業立地協定を締結しており、7月26日に長野県千曲市に本社があり、衣料品リサイクル工房、販売などを手掛けるフレックスジャパン株式会社「ひなた工房双葉」が開所したことから、17件が操業を開始しております。

8月3日には町産業交流センター内にコンビニエンスストアのファミリーマートがオープンします。

8月5日には双葉町消防団第1分団・第2分団それぞれの消防屯所が完成し開所式を行います。

JR駅東側についても現在、スーパー、飲食店の整備に向け設計が始まったところであり、入居事業者の公募を行い、令和7年度にオープンできるよう整備を進めてまいります。

今後も復興の階段を上り続けるとともに、歩みを加速してまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

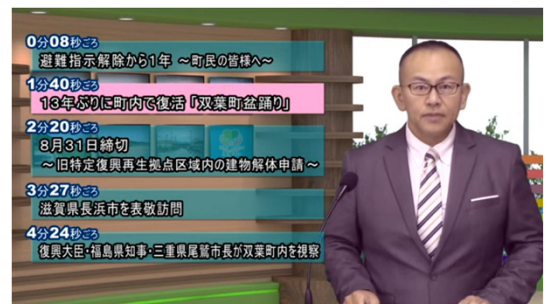
気温が高く、熱中症など体調を崩しやすい時期ですので、日ごろの体調管理に十分気をつけて、お過ごしください。

双葉町長 伊澤 史朗

## YouTube 双葉町公式チャンネルから

### 広報ふたばダイジェスト 2023年8月号

<https://youtu.be/cawyR9CGAfc>



- 1:40 13年ぶりに町内で復活「双葉町盆踊り」
- 2:20 旧特定復興再生拠点の建物解体受付期限
- 3:27 滋賀県長浜市を表敬訪問
- 4:24 復興大臣・福島県知事・三重県尾鷲市長が双葉町内を視察
- 6:20 町立学校・幼稚園の活動
- 6:48 両竹地区農地管理組合の取り組み
- 8:44 各地区・行政区で総会・懇親会
- 9:28 婦人学級の活動
- 11:47 ふるさと絆通信
- 12:53 双葉の風だより

## (更新) 駅西住宅入居者再募集のお知らせ (先着順受付)

7月31日HP更新

## 駅西住宅とは

双葉町駅西側地区の災害公営住宅と再生賃貸住宅を合せて「駅西住宅」と呼びます。

## 募集する住戸

住戸名	所在地	戸数	住戸概要
駅西災害公営住宅	双葉町大字長塚字町西1番地11	3	・タウンハウス 3DK ・住戸番号 A-6、D-3、D-4

## ▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

[https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/yoko\\_r0506.pdf](https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/yoko_r0506.pdf)



## 申込資格(概要)

1. 震災時(平成23年3月11日)双葉町に住民票を有していたこと
2. 住宅に困っていること
3. 市町村民税等に滞納がないこと
4. 過去に町営住宅に入居していた場合、家賃の滞納がないこと
5. 暴力団員でないこと

※ 詳細は、上記「駅西住宅入居者募集のお知らせ」をご覧ください。

## 申し込み方法

## (1) 申込書の提出

「[駅西住宅申込書](#)」に必要事項を記入し、提出してください。

## ▶ 駅西住宅申込書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/moshikomi.docx>



## ▶ 駅西住宅申込書(記入例) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/kinyurei.pdf>



次ページへ続きます 

## ●「駅西住宅申込書」の提出先

- ①持参…………… 双葉町役場 総務課窓口(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)
- ②郵送の場合…………… 〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4  
双葉町役場 総務課 宛
- ③メールの場合…………… soumu@town.futaba.fukushima.jp

## (2) 申し込み受け付け

先着順で受け付けしています。抽選はありません。

## (3) 入居者の決定

申し込み受け付けの後、申込内容を確認し入居予定者を決定します。

## 申し込みから入居までのスケジュール

申し込み



申込書受理

資格審査

審査に必要な書類のご案内をしますので、提出してください。



審査期間 約2週間

(審査に合格した場合)



入居予定者決定通知

入居予定者決定通知ほか発送

- 入居手続と住まい方等に関する説明資料をお送りしますので、内容をご確認のうえ、必要書類を期日までに提出してください。
- 敷金として、月額家賃の3カ月分を納入してください。
- 連帯保証人を1人確保してください。



約2週間後

入居

使用許可日から20日以内に入居してください。

- ※ 入居手続が順調に進んだ場合、約2カ月程度で入居できます。
- ※ 双葉町(駅西住宅)に住民票を異動していただきます。

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124

# 8月6日(日)投開票 郡山市議会議員一般選挙

## ～三条市で不在者投票をする方へ～

**8月4日(金)まで**

- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局  
(三条市役所三条庁舎3階)



証明書の開封や投票用紙への事前記入は  
絶対にしないでください。  
投票ができなくなります。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

### 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している  
世帯数と人数(2023.8.2現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511